



空き家バンク



空き家バンクとは、中央市内の空き家の有効活用を通じて、中央市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的にした空き家情報登録制度です。



空き家バンク制度の概要

市内に存在する空き家の売却や賃貸を希望する人から物件情報の提供を受け、市ホームページ等への掲載を通じて、市内への移住及び定期的な滞在を希望する方に対し提供します。

物件登録について

空き家の売却や賃貸を希望する人が、中央市空き家バンク制度を利用するには、市へ物件登録を申請する必要があります。申請の流れ及び申請の際の提出書類については、次ページ「中央市空き家バンクへの登録・利用の流れ」をご確認ください。

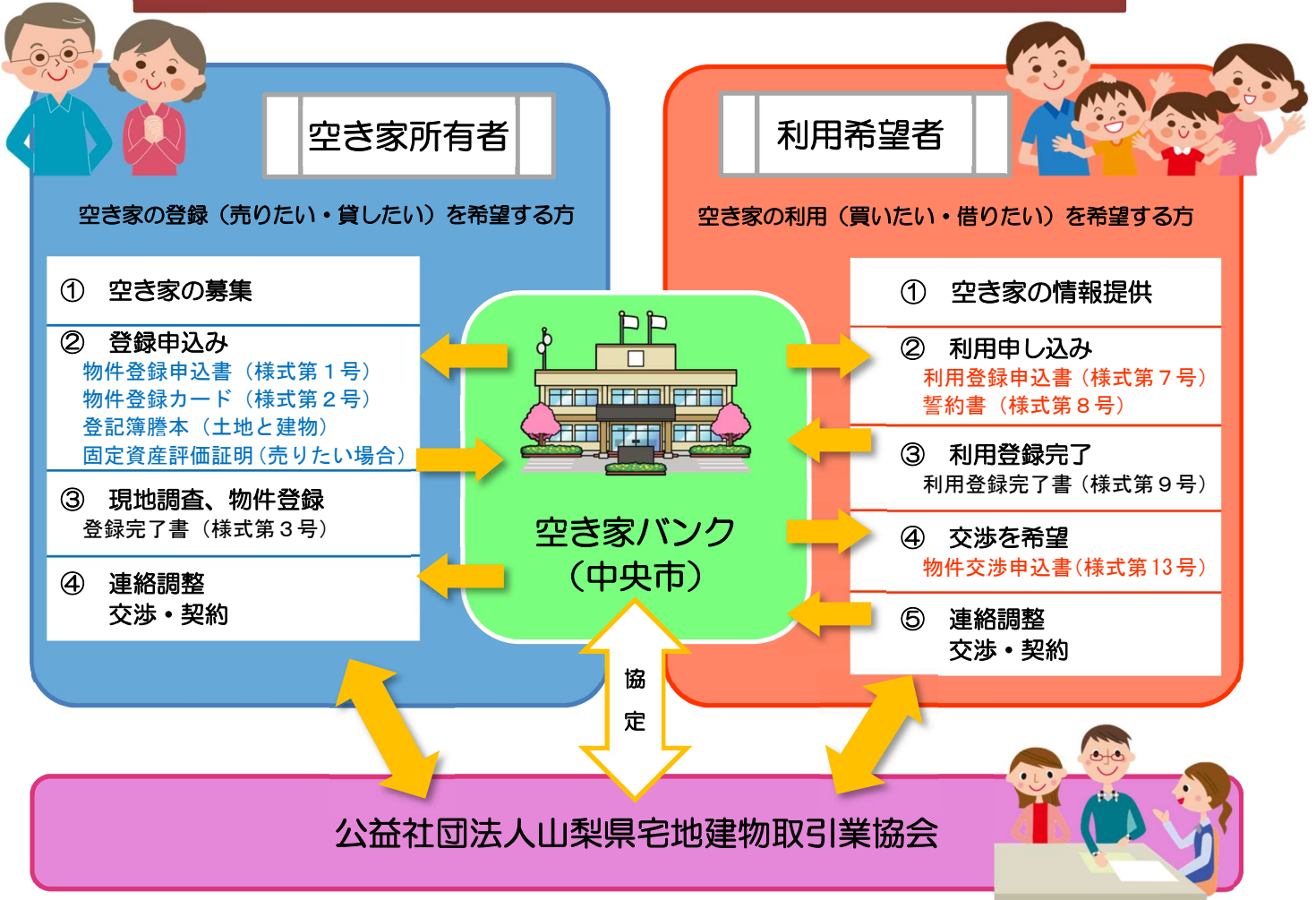
利用者登録について

空き家の購入や賃借を希望する人が、中央市空き家バンク制度を利用するには、市へ利用者登録を申請する必要があります。申請の流れ及び申請の際の提出書類については、次ページ「中央市空き家バンクへの登録・利用の流れ」をご確認ください。

物件交渉について

売却や賃貸を希望する人が空き家バンクに登録した物件について、購入や賃借を希望する人から交渉の申込みがあった場合、両者間で成約に向けて交渉に入ります。交渉の際は、市と協定を締結している公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会が必ず交渉の仲介を行いますのでご安心ください。

中央市空き家バンクへの登録・利用の流れ



契約交渉において市は仲介等の関与をしません。市と協定を締結している公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会が仲介をして進めますので、安心して交渉いただけます。
なお、宅地建物取引業協会の仲介は、法律で定められた仲介手数料が必要になります。

空き家所有者（売りたい・貸したい）

■空き家バンク物件登録および交渉の流れ

1. 物件の登録を希望する方は、下記の提出書類を用意し、手続きをしてください。
* 物件登録の提出書類
 - ・登録申込書（様式第1号）
 - ・登録カード（様式第2号）
 - ・登記簿謄本（土地及び建物）
 - ・固定資産評価証明書（売りたい場合）
2. 現地確認のうえ「中央市空き家バンク」へ登録します。
3. 空き家の交渉希望があったときは、宅地建物取引業協会の仲介のもと交渉が進みます。

空き家利用者（買いたい・借りたい）

■空き家バンク利用者登録および交渉の流れ

1. 利用者登録を希望する方は、下記の提出書類を用意し、手続きをしてください。
* 利用者登録の提出書類
 - ・利用登録申込書（様式第7号）
 - ・誓約書（様式第8号）
2. 市で利用者登録します。
3. 空き家について交渉を希望する方は、下記の提出書類を用意し、手続きをしてください。
* 交渉を希望する際の提出書類
 - ・物件交渉申込書（様式第13号）

—お問い合わせ—

中央市役所 政策秘書課 市政戦略担当
〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301-1
TEL：055-274-8512

中央市空き家バンク

検索